

人間ドックと脳ドックの受診費用を補助

国保と後期高齢者医療制度加入者

国民健康保険(国保)加入者と後期高齢者医療制度加入者を対象に、半日人間ドックおよび脳ドックの受診費用を補助します。

国民健康保険(国保)加入者
 後期高齢者医療制度加入者
 定員は、人間ドック200人、脳ドック150人。
 市から被保険者証の交付を受けている人の後期高齢者医療保険料を完納している人の医療機関に入院してない人

定員を超えた場合は抽選

定員を超えた場合は抽選を行います。抽選結果は5月下旬頃に郵送にてお知らせします。抽選により、健診内容は希望に沿えない場合があります。

※人間ドックや併用ドックを受診した人は、同じ年度に特定健康診査、後期高齢者健康診査を重ねて受診することはできません。

▽受診期間 利用券到着後、平成28年3月31日

▽自己負担 受診費用の3割相当額(医療機関・男女・胃部検査法により金額は異なります)

◆受診できる医療機関(国民健康保険・後期高齢者医療共通)

医療機関名	人間ドック		脳ドック		併用ドック		胃の検査法	
	人間ドック	脳ドック	人間ドック	脳ドック	併用ドック	併用ドック	カメラ	バリウム
京都第一赤十字病院	○				○		○	○
美杉会男山病院(婦人科なし)	○						○	○
京都八幡病院	○						○	○
京都きつ川病院	○	○	○	○	○	○	○	○
蘇生会総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○
大和健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○
田辺中央病院	○	○	○	○	○	○	○	○
知音会御池クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○
知音会四条烏丸クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○
京都工場保健会総合健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○
京都工場保健会宇治健診センター(婦人科なし)	○						○	○
京都市立病院	○	○	○	○	○	○	○	○
美杉会健診センター(婦人科なし)	○						○	○
京都予防医学センター	○						○	○
くずは画像診断クリニック(婦人科なし)	○	○						○
武田病院健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○
山科武田ラクト健診センター	○	○	○	○	○	○	○	○
武田総合病院健康管理センター	○						○	○
宇治武田病院健診センター	○						○	○
みのやま病院(婦人科なし)	○						○	○

※併用ドックとは、人間ドックと脳ドックの両方をいいます(抽選結果により、どちらか一方の当選となる場合があります)。
 ※標準的な検査項目や費用等、詳細は市ホームページ(4月10日に掲載予定)をご覧ください。

(参考)

人間ドック
 男性：12000円前後、
 女性(婦人科あり)：13000円前後
 併用ドック
 男性：22000円前後、
 女性(婦人科あり)：23000円前後
 脳ドック：12000円前後

窓口と郵送で受け付け

▽申込方法
 窓口での申し込み
 国保医療課の窓口へ保険証と印かんを持参して申し込みください。

郵送による申し込み
 ハガキまたは封書に一人一枚ずつ、①住所②氏名③電話番号④性別⑤生年月日⑥年齢⑦希望の医療機関名⑧希望の健診(人間ドック・併用ドック・脳ドックのいずれか)⑨希望の胃の検査法(カメラ・バリウムのいずれか)⑩受診が決定した場合、保健指導等の活用を希望する旨の写しが医療機関から市役所にも提出される事についての同意(⑩「同意する」)を記入し、〒614-8501 国保医療課 人間ドック受付係へ郵送してください。

※電話・ホームページ上で申し込みはできませんので、ご了承ください。

▽申込期間 4月10日(金)5月8日(金)午前8時30分～午後5時

※5月8日(金)の消印有効

◆問い合わせ 国保医療課

老人医療費支給制度の改正

4月診療分から2割負担に

老人医療費支給制度の改正により、4月診療分から、老人医療費の自己負担割合を1割から2割に変更します(3割負担の人は変更なし)。

また、8月から所得制限基準を変更します。8月2日以降に65歳になる人が

70歳の人を対象に実施していた臨時特例制度は

臨時特例制度の廃止

廃止します。今後は加入されている健康保険の高齢受給者証をお使いください。

医療費の限度額
 1カ月の医療費の限度額は、上記のとおり据え置きです。医療費負担額が自己負担限度額を超えた場合は、申請により超過分を支給します。

受給者証の申請手続き
 健康保険証・印かんを持参し国保医療課へ。老人医療費受給者証をお持ちの現在65歳から69歳までの人には、新しい受給者証を3月下旬に郵送しています(有効期間は4月1日から7月31日まで)。

◆問い合わせ 国保医療課

保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納め忘れはありませんか。

保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに必要な医療費や介護サービスの財源です。

保険料の納付が困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

相談なく滞納すると法令に基づき滞納処分の対象となりますのでご注意ください。

保険料の納付は、安心、確実な口座振替のご利用が便利です。金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れの心配もありません。



1年以上納付されないと
 保険料の各納期限から1年を過ぎて、正当な理由もなく保険料の納付がない場合、保険証を返還していたら、被保険者資格証明書を交付することがあります。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または銀行口座届出印をご持参いただければ、保険料収納課でも申し込みいただけます。

保険料の納付には、是非口座振替をご利用ください。

◆問い合わせ 保険料収納課